

**名称** 中山間地域を支える水田農業支援事業

**施策対象** 農業者等

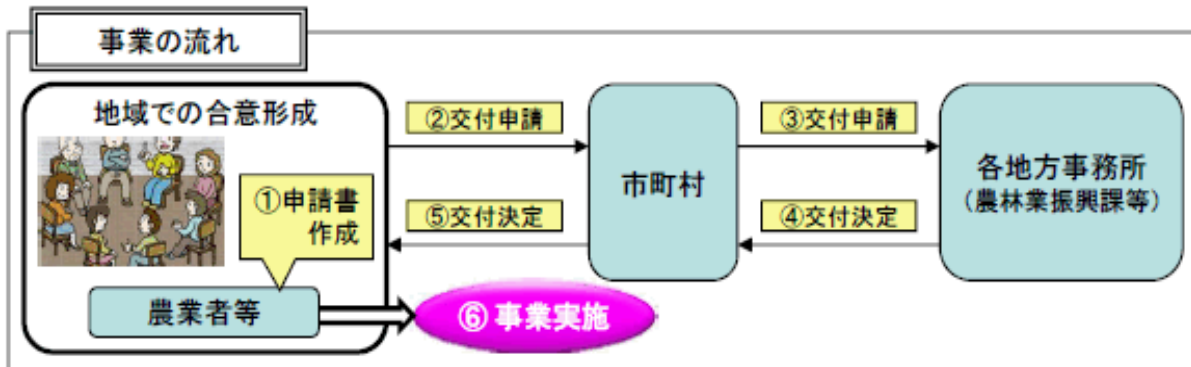
**施策主体** 鳥取県、市町村

**対象者** 人・農地プランの中心経営体に位置づけられている個人農業者(概ね3名以内の共同体含む)  
※認定農業者、集落営農組織、集落営農組織の構成員、認定新規就農者は除く

**施策概要** 水田農業の維持・発展に必要な農業用機械(軽トラック等の汎用性がある車両を除く。)の導入等に必要経費を支援する※土地基盤の整備に関するものは除く

○支援内容

<p>主な要件</p>	<p>○以下すべての項目を満たすこと                  (1) 農業経営又は基幹的農作業を行う水田が中山間地域内にあること                  (2) 集落営農組織化又は認定農業者を目指した事業活用であること                  (3) 目標年の農業経営を行う水田面積が概ね2.5ha以上、又は、経営集積率が25%以上であること                  (4) 農業経営又は基幹的農作業を行う水田の目標面積が、特定高性能農業機械導入時は、特定高性能農業機械導入計画書の利用下限を概ね満たすよう努め、その他の機械導入時は、過剰となるような機械導入を排除した利用計画であること</p>
<p>補助金額・補助率</p>	<p>【補助率】 事業費の1/2を補助する(県1/3、市町村1/6)                  【県補助上限額】 2,000千円</p>



**問合せ先**

担当部署	電話番号
農林水産部農林水産政策課	0857-26-7589
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

**関連サイト**